

(懲戒解雇事由)

第〇〇条 従業員が、次の各号の一に該当する時は、懲戒解雇する。ただし、情状により前条の規定による処分にとどめ又は、論旨解雇とすることがある。

- (1) 正当な事由なしに無断欠勤 14 日に及んだとき
- (2) 重要な経歴を偽り、その他不正な手段により雇入れられたとき
- (3) 他人に対して暴行、脅迫を加え又は、その業務を妨げたとき
- (4) 会社の承認を得ないで、在籍のまま他に雇入れられたとき
- (5) 事業の重大な秘密を社外に洩らし又は、洩らそうとしたとき
- (6) 職務に関し、不正に金品その他を受取り又は、与えたとき
- (7) 数回に渡り前条の規定による懲戒を受けたにもかかわらず、なお改悛の見込みがないとき
- (8) 業務に関し、会社を欺く等、故意又は、重大な過失により、会社に損害を与えたとき
- (9) 前条各号の一に該当し、その情状が重いとき
- (10) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき